

自動運転移動サービスの実装に向けた  
連携企業の募集

募集要領

福山市  
企画財政局企画政策部デジタル化推進課

## 1 募集の目的

本市では、都市魅力の向上や公共交通の維持、高齢者等の移動手手段確保などの地域のニーズや課題を踏まえて、2027年度（令和9年度）に自動運転レベル4での市内無人自動運転移動サービス（以下「自動運転サービス」という。）の実装を目指している。

本公募は、高度かつ専門的な知識、経験等を有する企業から自動運転の実装に向けた提案を広く募集し、自動運転の実装に向けた取組を本市と連携して行う企業（以下「連携企業」という。）の選定を行うもの。

## 2 前提条件

### (1) 実装を目指すルート

本市が2027年度に実装を目指すルートは別紙1「実装を目指すルート」のとおりとする。ただし、起終点の詳細位置は現時点で確定していない。

また、「サービス・運行概要」においても案の段階であり、表中の「車両サイズ」は例として示している。実装における「サービス・運行概要」は、連携企業からの提案及び2024年度（令和6年度）に発足を予定している（仮称）福山市自動運転実装協議会（以下「協議会」という。）での議論等を踏まえ決定する。

### (2) 実証実験等の実施における契約

技術面や運用面の課題の検証等を目的とする実証実験の実施に当たっては別途契約を行うものとし、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国等の補助金（以下「国補助金等」という。）の活用を前提とする。

また、本市の歳入歳出予算の議決の可否、今後の社会情勢や政策判断、財政事情の変化等により、事業計画を変更又は中止する場合がある。この場合、本市は一切の責任を負わないものとする。

### (3) 用語の定義

ア 本要領における「自動運転レベル」はJASO TP18004における定義による。

イ 本要領における「自動運転車両」は、自動車の動的運転タスクの一部又は全てを持続的に実行する自動運転システムを備えた車両をいう。

## 3 連携して取り組む内容

連携企業は、次に掲げる項目について本市と連携して取り組む。

### (1) 協議会の運営

実装に向けた関係者での情報共有や協議を目的とした協議会に参画し、次に掲げることを行う。なお、協議会の開催は年3回程度を予定している。

ア 実証実験の進捗状況の共有や課題解決に向けた協議及び運行内容等の実装モデルの構築に向けた協議

イ 状況報告や協議のための資料の作成等

(2) 実証実験等の実施

技術面や運用面の課題の検証等を目的とする実証実験の実施。また、実証実験の財源の確保に向けた、国補助金等に係る申請書や報告書等の作成

(3) 許可及び認可に向けた協議及び申請

インフラ協調設備の設置、自動運転運行等の許可及び認可に係る関係者との協議や申請書等への記載内容の検討等

#### 4 参加資格

本募集に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置、指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (5) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。
- (6) 自動運転の実証業務に参画した実績を有する者であること。

#### 5 募集の概要

(1) 担当課

福山市企画財政局企画政策部デジタル化推進課

住 所：〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎4階）

電 話：084-928-1254（直通）

F A X：084-920-1188

M a i l：digital@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) スケジュール

公告	2024年（令和6年）2月29日（木）
質問書の受付期間	2024年（令和6年）2月29日（木）から 同年3月18日（月）午後5時まで
質問に対する回答期限	2024年（令和6年）3月19日（火）

参加申込書類の受付期間	2024年（令和6年）2月29日（木）から 同年3月13日（水）午後5時まで
参加資格確認結果通知	2024年（令和6年）3月14日（木）
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）3月14日（木）から 同月21日（木）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）3月22日（金）
選定結果の通知	2024年（令和6年）3月下旬予定

(3) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書の受付期間

2024年（令和6年）2月29日（木）から同年3月18日（月）午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問書（様式1）を担当課宛てに電子メールで提出すること。

メールの件名は「自動運転移動サービスの実装に向けた連携企業の募集に係る質問書」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2024年（令和6年）3月19日（火）までに質問者名を伏せ福山市ホームページに随時掲載する。

※質問に対する回答をもって、本募集要領の追加又は修正とみなす。

(4) 提出書類の取扱い

ア 本市が修正等を指示した場合を除き、提出書類の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

イ 提出書類は一切返却しない。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲において複製することがある。

エ 提出書類は本募集の目的以外には使用しない。

オ 提出書類は福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく公開請求により公開する場合がある。

カ 提出書類の内容について本市から確認があった場合は、これに応じること。

キ 本募集における審査等に必要なものとして本市から追加の資料の提出を求められた場合は、これに応じること。

ク 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

## 6 参加申込み

### (1) 受付期間

2024年（令和6年）2月29日（木）から同年3月13日（水）午後5時まで

### (2) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送の場合は、受付期間内必着とする。

### (3) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を各1部提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を提出すること。

ア 受付票（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

ウ 実績報告書（様式4）

過去5年間において、4(6)に定める業務の実績を、最大5件まで記載するとともに、概要が分かる資料（契約書、報告書、新聞記事等）を添付すること。

エ 商業登記簿謄本 又は 現在事項全部証明書（写し可。）

オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の決算報告書

カ 市税の完納証明書（写し可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は、申立書（様式5）を提出すること。）

キ 納税証明書（写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの）

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 担当者届（様式6）

コ 誓約書（様式7）

サ 受付票等送付用封筒（郵送による提出の場合）

受付票の原本等A4用紙2～3枚程度の書類を送付するため、長形3号封筒又は角形2号封筒に送付先住所を記入し、切手も貼り付けておくこと。

※エ、カ、キ及びクについては、提出の日から3か月前の日以後に発行されたものとする。

### (4) 参加資格の確認

提出された書類をもとに参加資格の確認を行い、参加申込書の提出者全員に2024年（令和6年）3月14日（木）までに確認結果を通知する。

### (5) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本募集を取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者の場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

## 7 企画提案

### (1) 受付期間

2024年（令和6年）3月14日（木）から同月21日（木）午後5時までとする。

### (2) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

※郵送の場合は、受付期間内必着とする。

### (3) 提出書類及び部数

次のア～ウの書類を提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を提出すること。

ア 企画提案書提出書（表紙）（様式8） 1部

イ 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

企画提案書は、A4サイズ、両面印刷、文字の大きさは10ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語とする。なお、副本へは本募集に参加し企画提案する者（以下「提案者」という。）や企画提案に関連する企業の商号、名称、代表者氏名、マーク又は社章は記入しないこと。

ウ 2024年度経費内訳書（様式9） 1部

企画提案書に沿った内容の明細を記載すること。

## 8 審査の方法等

### (1) 審査方法

ア 本市が設置する自動運転移動サービスの実装に向けた連携企業の募集に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）が定める評価基準に基づき評価を行う。

イ 評価委員会において、企画提案その他の提出書類及び提案者によるオンラインプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）の内容を評価基準に沿って評価する。

ウ 評価委員会の会議は非公開とする。

### (2) プレゼンテーションの実施

ア プレゼンテーションはWeb会議ツール「Zoom」を用いて行う。

イ プレゼンテーションは2024年（令和6年）3月22日（金）に行う。詳細な時間やZoomのID等は後日、通知する。

ウ 実施時間は1提案者につき、15分以内とし、その後、25分程度の質疑応答を行う。

エ プレゼンテーションへの出席者は1提案者につき3人までとする。

オ 提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、評価委員が求めた場合を除き、企画提案書に記載のない事項を新たに提案することは認めない。

カ 指定の時間に遅れた場合には、評価の対象としない。

(3) 評価基準

評価項目及び配点構成は、別紙2「評価基準」のとおりとする。

(4) 連携企業の選定

評価委員会における評価や意見を参考に、市長が本募集の連携企業1者と次点以降の提案者を選定する。選定結果は提案者全員に結果を通知するとともに連携企業については提案者名を福山市ホームページで公表する。

(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本募集を取り止める。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを実施し、評価委員会における評価や意見を参考に、市長が連携企業としての適否を決定する。

## 9 企画提案の概要

次のことについて、提案すること。

(1) 実施体制

2027年度（令和9年度）の自動運転サービスの実装に向けて、実証実験を行う体制について、役割ごとに企業名等を記載すること。記載に当たっては、「統括」、「技術管理」、「車両提供」、「遠隔監視システム提供」については必ず記載し、その他必要な役割があれば記載することとし、あわせて体制の実現性（確約あり等の調整状況）を示すこと。

また、「運行管理」については、実証期間及び実装段階における考え方を示すこと。

ア 「統括」とは、実施体制に掲げる企業等を統括し、本市との連絡窓口を担う役割をいう。また、本市からの業務を受注する場合に契約主体となること。

イ 「技術管理」とは、自動運転車両の管理及び整備に関する役割をいう。

ウ 「運行管理」とは、運営主体となり移動サービスを提供する役割をいう。

(2) 自動運転技術

使用する車両、自車位置推定技術や路車協調システムなど。なお、使用する車両を選定した理由（メリット及びデメリット等）を示すこと。

(3) 2024年度実証実験の内容

実証運行の内容（運行時間帯、頻度など）、実証の時期・期間、区間ごとの自動運転レベル、検証する内容、目標など。

また、国補助金等の額が想定を下回った場合の対応方針を合わせて提案すること。

(4) リスクアセスメント

事故の防止及び万が一の事故発生時の対応について、考え方やルート上で想定される具体的な課題と対応案などについて、技術面及び運営面の視点から提案すること。

(5) 実装までのロードマップ

2027年度（令和9年度）までの自動運転レベル4の実装（一部区間実装を含む）を必須とする。

(6) 実証実験及び実装で要する費用

上記のロードマップを達成するための実証実験における各年度の費用及び実装以降に想定される年度単位の費用を「運営」, 「自動運転車両」, 「インフラ」に分けて提案すること。

(7) 独自提案

自動運転サービスを持続可能なものとするための利用促進や収益向上, 認知度・社会受容性向上等に関する施策について提案すること。

## 1.0 協定の締結

(1) 市長が選定した連携企業と連携内容について協議等を行い, 協定書の内容を確定した後に, 協定を締結するものとする。なお, 別紙3「協定書(案)」は現段階の案であり, 項目や文言等を変更する可能性がある。

(2) 市長が選定した連携企業と協定が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には, 次点の提案者と交渉を行うものとする。

## 1.1 失格事項

次に掲げるいずれかに該当した場合は, 失格とする

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に所定の書類を提出しなかった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 本募集要領, 関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

## 1.2 留意事項

- (1) 業務の実績については, 日本国内の業務の実績をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は, 企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が, 提出期限までに企画提案書を提出しない場合は, 辞退したものとみなす。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は, その提案者に帰属する。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権, 特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は, 全て参加者が負うものとする。
- (6) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は, 辞退届(様式10)を担当課に提出すること。
- (7) 参加者(参加を予定している者を含む。)又はその関係者は, 評価委員会の委員に接触す



ることを禁止し，接触の事実が認められた場合には，失格とすることがある。

(8) 参加者は，参加申込書の提出をもって，募集要領等の記載内容に同意したものとする。

# 実装を目指すルート

## ▼導入エリアの課題・目的

	内容
導入エリアの現状・課題	コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、市民参画センターと老人大学を旧福山市体育館を含む街区に集約・複合化した拠点施設を整備することが計画がされている。しかし、福山駅から新たな拠点施設に隣接するバス停(総合体育館北バス停)へは、平日は3便、土日祝日は6便と本数が少なく平日は13時台のバスの後18時台まで運行していない。
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通サービスの向上</li> <li>ドライバー不足解消の一助となる新技術を活用した交通サービスの導入</li> <li>拠点施設が集まるエリアへ最先端技術である自動運転車両を導入することによって、都市の魅力向上を図る</li> </ul>

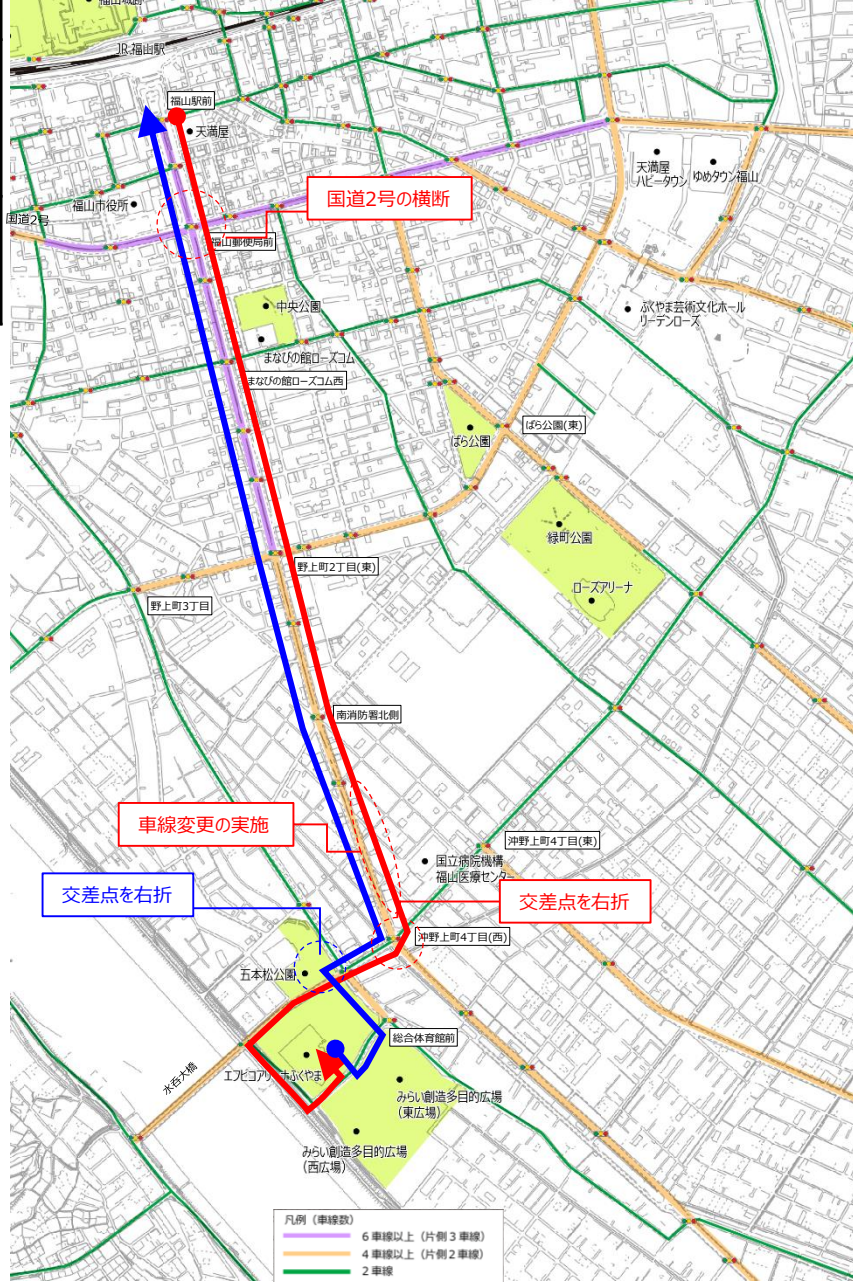
## ▼サービス・運行概要

	内容		
走行距離	往復約5.4km		
運行形態	定時定路線		
運賃	有償(将来)		
利用対象者	地域住民、施設利用者 (想定される需要量は1日660人程度)		
車両サイズ	<乗用車タイプ> 定員：10人 (客席9席+運転席1席)	<小型バス> 定員：25人 (客席15席+運転席1席+立ち席9人)	<大型バス> 定員：76人 (客席25席+運転席1席+立ち席50人)
	運行時間帯 8時～22時台 ※エフピコアリーナ、市民参画センターが9時～22時、老人大学が8時30分～17時15分		
	運行頻度	1時間に約5往復	1時間に約2往復
停留所位置	福山駅、エフピコアリーナ		
運行台数	2台	1台	
自動運転技術	路車協調システム、信号連携システム、自動運転技術での車線変更等		

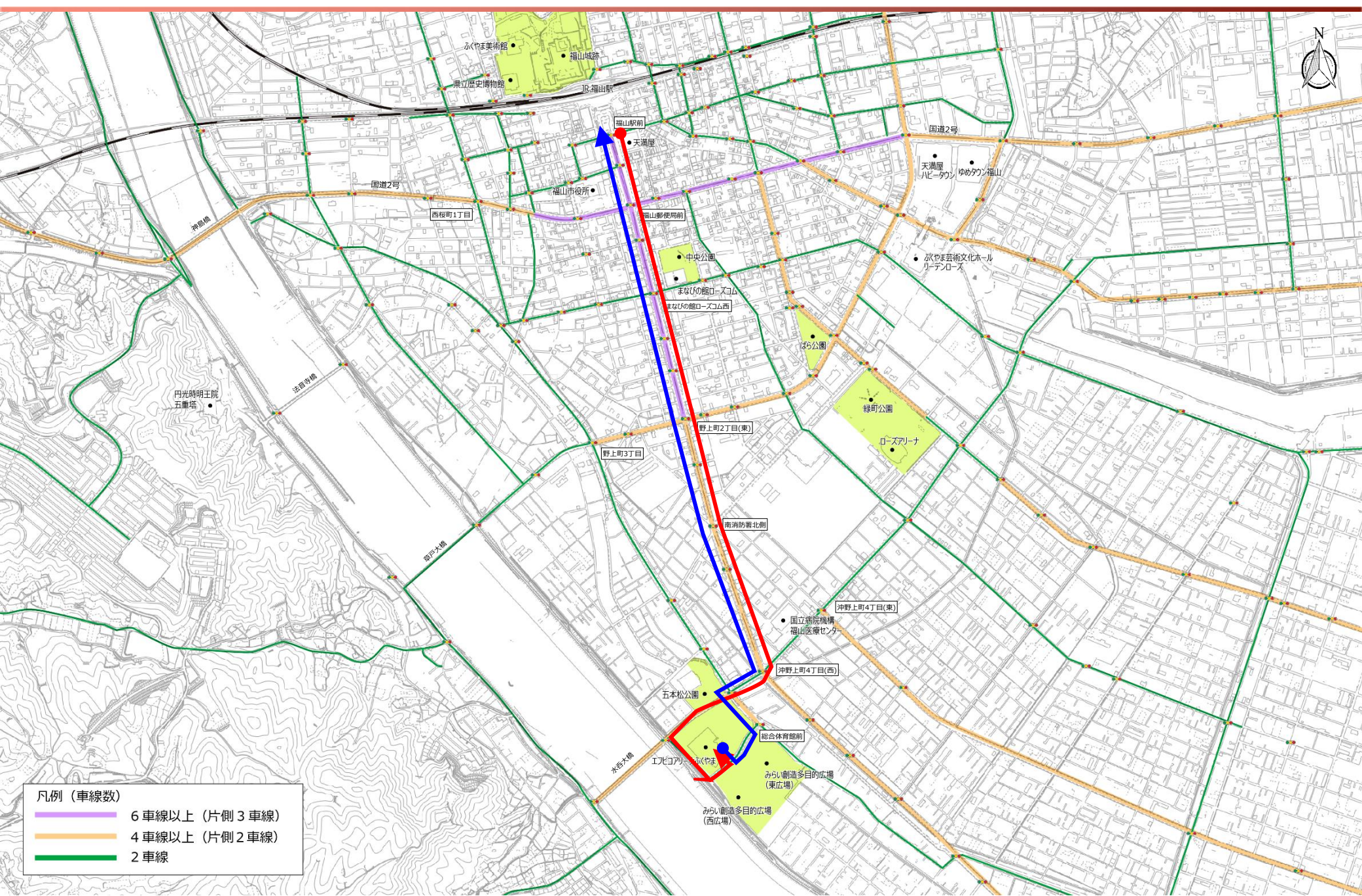
## ▼ロードマップ

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
レベル2での実証実験 (課題の整理、対応)		本格実装を見据えたレベル4での実証実験	レベル4での本格実装
遠隔監視システムの実証		遠隔監視システムの実用化	
	インフラ協調システムの実証	インフラ協調システムの実用化	
社会実装に向けた導入の可能性検討、体制構築、実装内容の具体化			

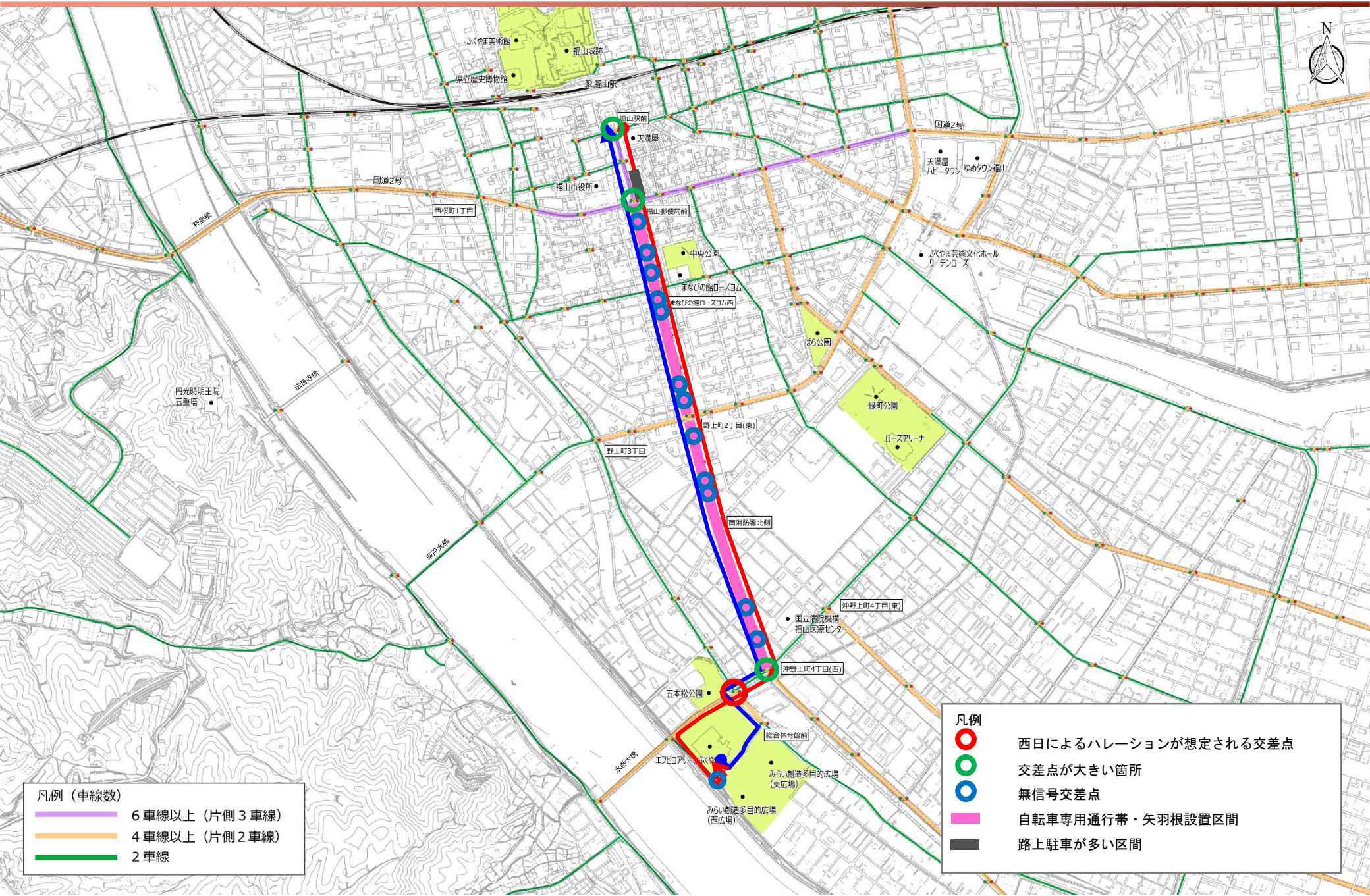
## ▼ルート図



# ルート図



# 道路状況



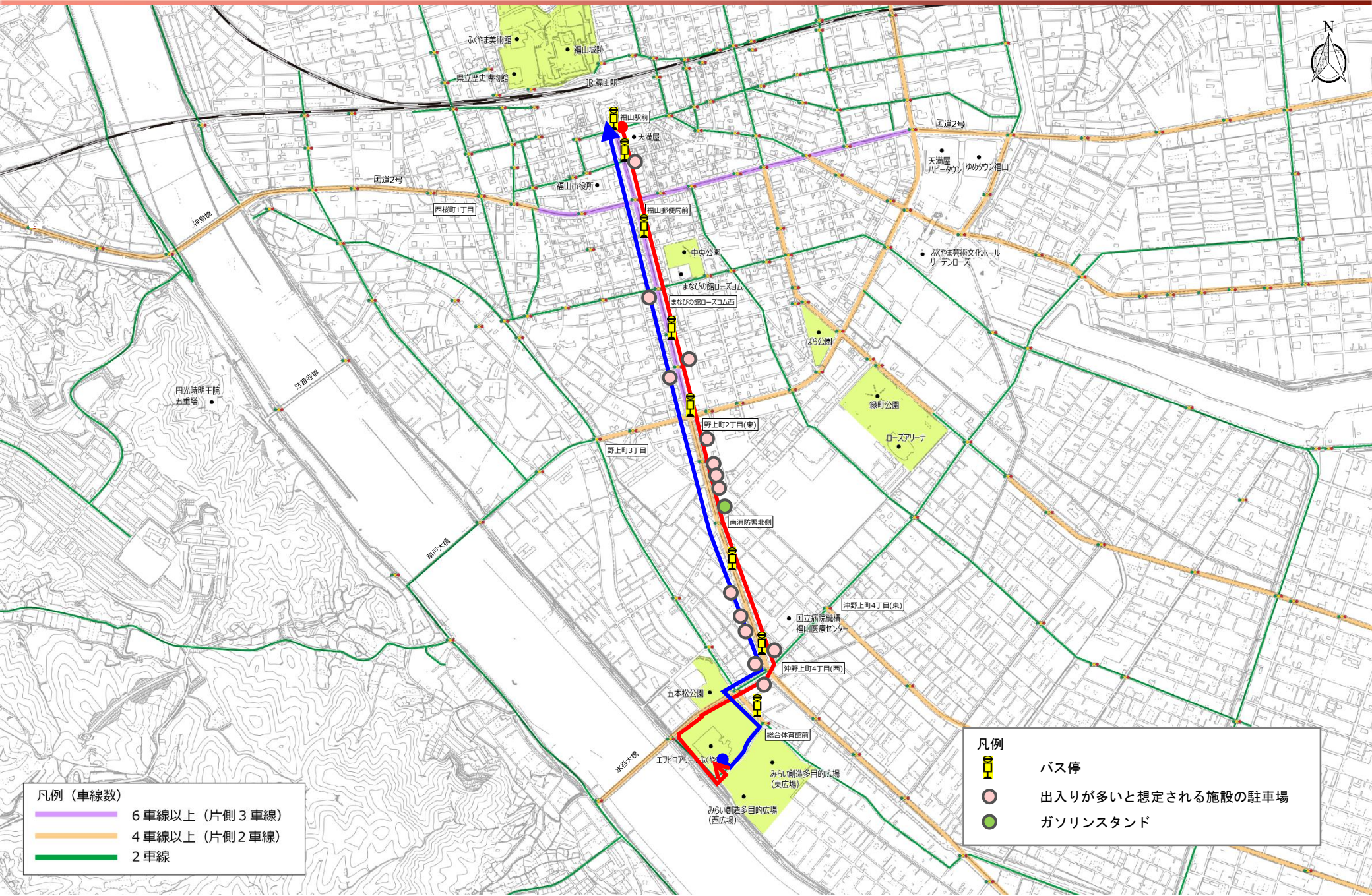
凡例 (車線数)

<span style="color: purple;">—</span>	6車線以上 (片側3車線)
<span style="color: orange;">—</span>	4車線以上 (片側2車線)
<span style="color: green;">—</span>	2車線

凡例

<span style="color: red; font-size: 2em;">○</span>	西日によるハレーションが想定される交差点
<span style="color: green; font-size: 2em;">○</span>	交差点が大きい箇所
<span style="color: blue; font-size: 2em;">○</span>	無信号交差点
<span style="background-color: pink; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	自転車専用通行帯・矢羽根設置区間
<span style="background-color: black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	路上駐車が多い区間

# 沿道状況



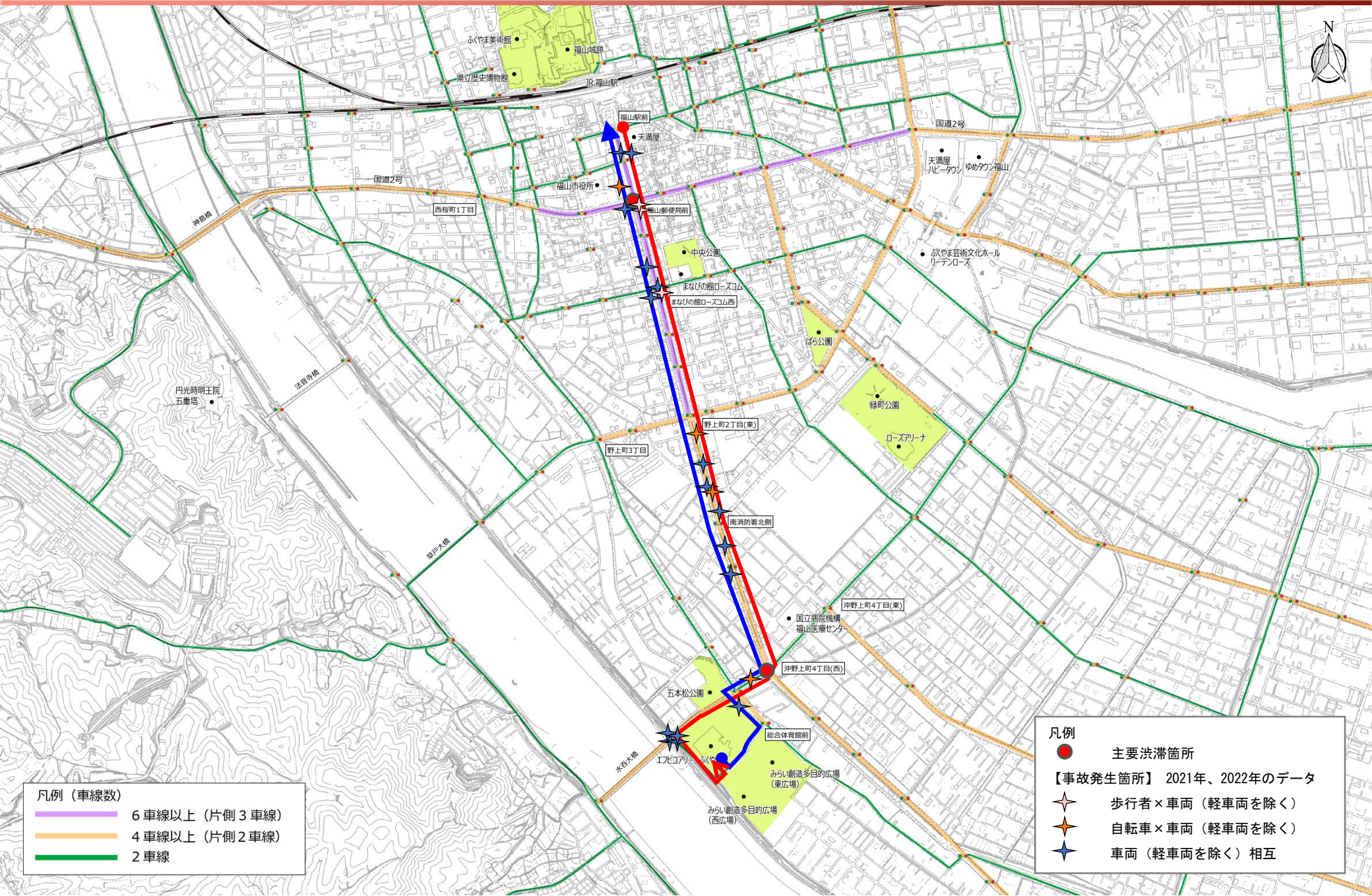
凡例 (車線数)

<span style="color: purple;">—</span>	6車線以上 (片側3車線)
<span style="color: orange;">—</span>	4車線以上 (片側2車線)
<span style="color: green;">—</span>	2車線

凡例

	バス停
	出入りが多いと想定される施設の駐車場
	ガソリンスタンド

# 交通状況



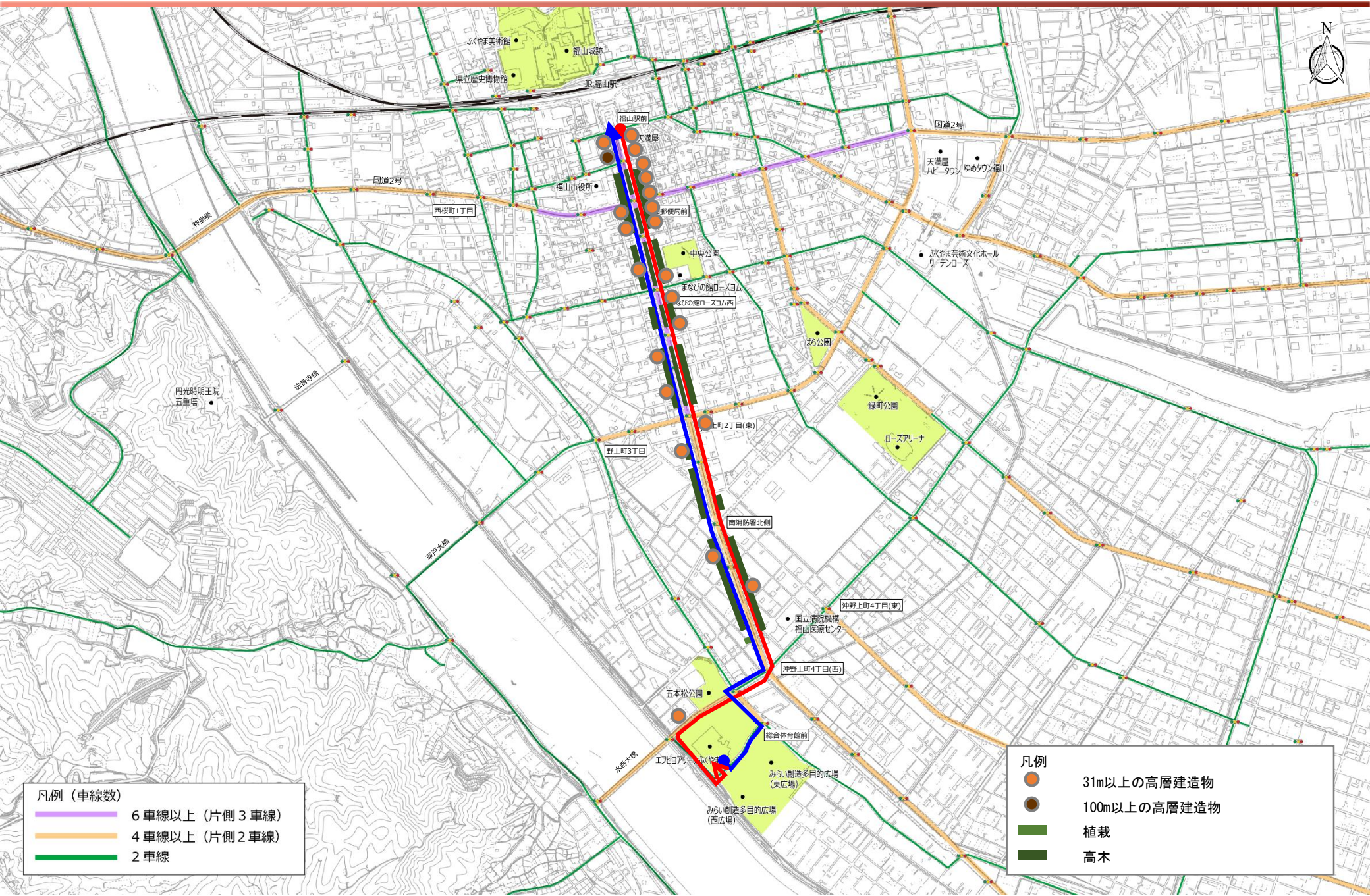
凡例 (車線数)

<span style="color: purple;">—</span>	6車線以上 (片側3車線)
<span style="color: orange;">—</span>	4車線以上 (片側2車線)
<span style="color: green;">—</span>	2車線

凡例

<span style="color: red;">●</span>	主要渋滞箇所
【事故発生箇所】 2021年、2022年のデータ	
<span style="color: blue;">★</span>	歩行者×車両 (軽車両を除く)
<span style="color: orange;">★</span>	自転車×車両 (軽車両を除く)
<span style="color: blue;">★</span>	車両 (軽車両を除く) 相互

# 想定される電波阻害要因



凡例 (車線数)

紫色線	6車線以上 (片側3車線)
オレンジ線	4車線以上 (片側2車線)
緑線	2車線

凡例

オレンジ丸	31m以上の高層建造物
茶色丸	100m以上の高層建造物
薄緑色塗り	植栽
濃緑色塗り	高木

## 評価基準

評価項目		配点
<b>1 能力</b>		
類似業務の実績	過去5年間における、自動運転レベル2以上で国内の公道を走行した自動運転実証実験での実験主体又は車両制御に関する業務実績の件数及び内容	10
実施体制	実施体制の構築に実現性があり、役割分担が明確になっているか	10
<b>2 提案</b>		
実装モデルの妥当性	活用する自動運転技術の妥当性、実装における運営管理の考え方など本市で実装すべき内容となっているか	20
L4の実現可能性	活用する自動運転技術、ロードマップ、2024年度の実証内容など2027年度のL4を達成する内容となっているか	20
リスクアセスメントへの対応	技術面および運営面で適切な内容となっているか	20
コスト	実証実験及び実装で要する費用は適切な内容となっているか。	10
独自提案	利用促進や収益向上、認知度・社会受容性向上などに関する施策について効果的な提案がされているか。	10
合計		100



# (案)

## 自動運転移動サービスの実装に向けた協定書

福山市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲及び乙の連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協定の目的）

第1条 甲及び乙は、福山市内での無人自動運転移動サービス（以下「自動運転サービス」という。）の実現に向けた取組等を連携して行うことで、2027年度（令和9年度）に自動運転レベル4での自動運転サービスの実装を行うことを目的とする。

### （連携等を行う事項）

第2条 本協定に基づき甲及び乙が行う連携等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自動運転サービスの実装に向けた関係者での情報共有や協議を目的とした協議会の運営に関すること。
  - (2) 実証実験の費用の確保に向けた国補助金等の申請や報告に関すること。
  - (3) 自動運転サービスの実装に向けた実証実験の実施に関すること。
  - (4) 自動運転サービスの実装に必要な許可及び認可取得に関すること。
  - (5) その他両者が協議し合意したこと。
- 2 前項の規定による連携を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行うとともに、具体的な事業の実施に当たっては、2023年度（令和5年度）に実施した「自動運転移動サービスの実装に向けた連携企業の募集」の募集及び提案の内容を踏まえ、その都度、甲及び乙が協議を行った上で決定するものとする。
- 3 第1項第2号の規定による実証実験の実施に当たっては、前項の内容及び国庫補助金等の採択結果を踏まえ、別途契約を行うものとする。

### （情報保護）

第3条 両者は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、既に公知となっている情報（開示を受けた後に自己の責によらずに公知となったものを含む。）を除き、相手方から秘密である旨を明示されて開示を受けた情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から2028年(令和10年)3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれかから申出があった場合は、甲乙協議の上、本協定の効力を延長することができるものとする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが社会情勢や政策判断、財政事情の変化等により本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項が発生したとき、又は本協定について当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各自その1通を保有する。

2024年(令和6年) 月 日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝広 直幹

乙 (住所)  
(企業名)  
(代表者)